

## 市議会 6 月定例会 行政報告（6 月 2 7 日）

市議会 6 月定例会最終日にあたり行政報告いたします。

### 新庁舎建設の違算に係る住民訴訟の上告不受理の決定について

はじめに、平成 2 9 年 1 月 5 日付けで三村<sup>みむら</sup>誉一<sup>よいち</sup>氏が最高裁判所に提出した新庁舎建設<sup>いさん</sup>の違算に係る住民訴訟<sup>じょうこくじゅりもうしたて</sup>の上告受理申立について、6 月 1 日付で最高裁判所から決定通知がありましたので、ご報告をいたします。

決定の主文は、「1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は、申立人の負担とする。」でありました。

これは、新庁舎建設における、鉄骨・鉄筋<sup>いさん</sup>の違算について、市が、設計者である有限会社エーエーティープラス ヨコミゾマコト建築設計事務所に対し、損害賠償を請求することを求める訴えを、理由がないとして退けた、東京高等裁判所の<sup>こうそしんはんけつ</sup>控訴審判決に対し、三村氏から、上告受理申立書<sup>じょうこくじゅりもうしたてしょ</sup>が提出されておりましたが、<sup>みんじそしょうほう</sup>民事訴訟法第 3 1 8 条第 1 項に基づき、受理すべきものとは認められない、とされたものであります。

なお、当該決定は、5 名の裁判官による、全員一致での決定でありました。

この決定により、新庁舎建設の違算<sup>いさん</sup>に係る一連の住民訴訟の手続きは、終結いたしました。

### 国保紫雲寺診療所について

次に、新発田市が運営しております「国保紫雲寺診療所」について、医師を務める診療所長から、平成 3 0 年 3 月末をもって退職したいとの申出がありました。

急な話であり、私としては慰留したい考えでいましたが、一身上の都合ということであり、また、本人の強い意向も確認できたことから、これを了承したところであります。

国保診療所は、国民健康保険法第82条に定める「診療施設」で、国民健康保険制度を広く普及させるとともに、医師不足の地区をなくすことを目的として設置されるものであります。

当市の診療所は、昭和14年に開設された県立の紫雲寺診療所を前身として、昭和25年に国民健康保険直営の診療所として再発足させたもので、民間の医療機関がない状況下で、無<sup>むい</sup>医<sup>そん</sup>村の不安解消を図ってきたものであります。

これまで長年に渡り運営を続け地域医療に重要な役割を果たしてまいりましたが、昭和30年代には、地域内に2件の民間医療機関が開業し、さらに平成19年にも、一<sup>いち</sup>医療機関の開業があったことで、民間医療機関が小学校区にそれぞれ一箇所ずつとなったことから、ここ10年間は外来患者数が大きく減少し、恒常的な赤字経営が続いておりました。

また、平成27年度の決算では、一般会計から国民健康保険事業特別会計の施設勘定への繰入金が約1,396万円ありました。

今後の対応としましては、現状を踏まえて、通院患者や地元自治会などの関係者に事情を説明し、御意見等<sup>とう</sup>をいただくとともに、医師会などの関係機関との協議を行った上で、診療所の今後の在り方について、改めて御報告させていただきたいと考えております。

## 滝谷森林公園隣接の加治川における水難事故について

次に、滝谷森林公園に隣接の加治川で発生した水難事故についてご報告いたします。

まずは、この度の事故に遭われたお母様とお子さん、そして、ご家族に心からお見舞い申し上げます。

去る6月17日、滝谷森林公園では、職員が午前と午後に定期巡回をしておりましたが、事故につながる危険性は全くない状況でありました。しかし、午後4時頃、公園利用者の方から公園管理棟の受付職員のもとに、川の中に母親と男の子が取り残されているとの通報がありました。公園職員が救助に向かうとともに、午後4時13分頃、公園を管理する職員からダム管理事務所へ電話で放流を停止するよう依頼を行った後、午後4時21分に新発田地域広域消防本部に119番通報を行いました。

当時の状況といたしましては、急激な増水により身動きが取れなくなっていた母親と小学4年生の男の子が河川中央部の中洲状態となった所に取り残されていたものであります。

父親や公園職員が他の利用者と協力して川岸に設置の救助浮輪を母子のもとに投げ入れ、母親が男の子の身体からだに浮輪をかけたものの、父親がロープで男の子をたぐり寄せる途中からだで身体から浮輪が外れ、一時下流右岸のよどみに流されましたが、男の子は無事救助されました。

母親は、男の子に浮輪をかけた後、流れに耐えきれず約100メートル下流まで流されましたが、自力で左岸にたどり着き、公園職員に救助されたものの、低体温症の疑いで、また、男の子は擦り傷を負っていたため、お2人とも市内の病院に搬送され手当てを受けました。

私も事故発生の翌日に現地へ出向き、職員から当時の事故状況について詳細な報告を受け、事故現場も確認いたしました。

この事故に至った原因については、マスコミ等の報道とうにより議員各位もご承知のとおり、加治川治水ダムからの観光放流により急激に増水したことによるものであります。

この事故を受け、市といたしましては、公園利用者の安全確保のため、県のダム放流に係る詳細なルールの見直しが行われ、安全が確認できるまでの間は、川への立ち入りを禁止することといたしました。

この度の事故は、大惨事につながりかねない、極めて重大なものであり、ダム及び河川を管理する県には二度とこのようなことが起こらないようしっかりとした対応を求めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。